

群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター推進室内規

平成 23. 12. 13 制定

平成 26. 4. 1 改正

平成 27. 4. 1 改正

平成 28. 3. 22 改正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター（以下「センター」という。）規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、国際保健推進室、地域保健医療推進室、高度保健医療専門職養成推進室、多職種連携教育推進室及び保健学研究推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 国際保健推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際的学術研究の推進に関する事。
- (2) 国際協力の推進に関する事。
- (3) 国際交流の推進に関する事。

第 3 条 地域保健推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域保健医療に係る研究の推進に関する事。
- (2) 地域保健医療実践者の継続教育に関する事。
- (3) 地域保健医療研究指導者の育成に関する事。
- (4) 地域保健医療に係るエビデンスの発信に関する事。

第 4 条 高度専門職養成推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 専門看護師、臨床研究プロフェッショナル、専門理学・作業療法士等の育成に関する事。
- (2) 高度保健医療専門職の資格に係る企画・立案に関する事。
- (3) 保健医療専門職の卒後教育に関する事。
- (4) 高度保健医療専門職の教育方法及びエビデンスを創生する研究の推進に関する事。

第 5 条 多職種連携教育推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健学科及び保健学研究科の多職種連携教育に関する事。
- (2) 多職種連携教育研究研修センターの支援に関する事。
- (3) 多職種連携教育の国際連携に関する事。

第 6 条 保健学研究推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健学研究科の重点的研究に関する事。
- (2) 研究の資金獲得・企画運営などの研究支援に関する事。
- (3) 他施設との合同研究の連携支援に関する事。
- (4) 産学連携推進に関する事。

(組 織)

第 7 条 各推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長が指名する保健学研究科の教員
- (3) その他センター長が必要と認める教員

(任 期)

第 8 条 前条第 2 号及び第 3 号の室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室 長)

第 9 条 室長は、センター長が指名するセンターの教員をもって充てる。

2 室長は、会議を招集し、その議長となる。

3 室長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第 10 条 会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席室員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(室員以外の者の出席)

第 11 条 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(雑 則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(内規の改廃)

第 13 条 この内規の改廃は、センター会議の議を経て、センター長が行う。

附 則

1 この内規は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2 この内規施行後、最初を選考される第 5 条第 2 号及び第 3 号の室員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。